

# 所得税の累進性と所得再分配効果

林 宏 昭

はじめに

日本では、1980年代まで税の中心は所得税と法人税の所得課税であった。1980年代後半のいわゆる“抜本的税制改革”では一般的な消費課税である消費税の導入とともに、所得税の累進性を緩和して“薄く広い税負担”を目指すこととされた。その過程では、1980年代“一億総中流”と言われたように、所得分配の平準化が進み、所得税の再分配効果についても見直す議論があった。

所得税に関しては、2007年の三位一体改革による住民税との調整が行われたが、筆者は所得の分配状況に対して税制全体が影響する所得税制の大きな改正は95年に実施された税率のフラット化が最後であったと考えている。

2000年代に入り、所得税の所得再分配機能が弱まっていることの指摘も見られるようになり<sup>1)</sup>、税率表の最高税率の引上げや所得に応じて所得控除を減額もしくは適用をなくす等の変更が加えられてきた。そして、所得税制のこれらの変更が所得再分配効果の観点からどのような影響をもたらしたかという分析も多い<sup>2)</sup>。

本稿では、改めて所得税のもつ累進的な構造の意味と所得再分配効果について考察する。

## 1. 所得税の推移

### (1) 所得税制の推移

日本に所得税が導入されたのは明治時代までさかのぼるが、現在の所得税制の基本的な枠組みが構築されたのは、第2次大戦後のシャウプ勧告である。

1980年代後半の抜本的な税制改革が“シャウプ勧告以来の税制改革”と言われた所以であ

---

1) 平成21年度『経済財政白書』等。

2) たとえば、土居 (2022)。

る。そこで、抜本的税制改革後の1989年以降の所得税制の税率と基本的な控除制度の変更点をまとめたのが表1である。税率については、1995年の累進性の緩和と99年の最高税率の引下げが行われる。特に1995年の改正は、20%の税率の適用範囲が拡大され、いわゆる中堅所

表1 所得税制の変遷

	給与所得控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除（子）	税率表
1989年	給与収入 165万円までの金額 40% 330万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 650,000円	35万円	35万円	合計所得金額1,000万円以下 35万円 配偶者に所得がある場合 ① 控除対象配偶者の場合 控除対象配偶者の所得金額が35万円に達するまで5万円ずつ減額 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 控除額からその配偶者の所得金額のうち35万円を超える部分の金額が35万円に達するまで5万円ずつ減額	350,000円 450,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族	課税所得 300万円以下の金額 10% 300万円を超える金額 20% 400 # 30% 1,000 # 40% 2,000 # 50%
1993年					350,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族 500,000円	
1995年	給与収入 180万円までの金額 40% 360万円までの金額 30% 660万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 650,000円	38万円	39万円	合計所得金額1,000万円以下 38万円 配偶者に所得がある場合 ① 控除対象配偶者の場合 控除対象配偶者の所得金額が38万円に達するまで5万円ずつ減額 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 控除額からその配偶者の所得金額のうち38万円を超える部分の金額が38万円に達するまで5万円ずつ減額	380,000円 530,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族	課税所得 330万円以下の金額 10% 330万円を超える金額 20% 900 # 30% 1,800 # 40% 3,000 # 50%
1998年					380,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族 550,000円	
1999年					年齢16歳未満の年少扶養親族 480,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族 630,000円	課税所得 330万円以下の金額 10% 330万円を超える金額 20% 900 # 30% 1,800 # 40%
2000年					380,000円 年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族 630,000円	
2004年				合計所得金額1,000万円以下 38万円 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 配偶者の所得 控除額 38～49万円未満 38万円 40～45 # 36 # 45～50 # 31 # 50～55 # 26 # 55～60 # 21 # 60～65 # 16 # 65～70 # 11 # 70～75 # 6 # 75～76 # 3 # 76万円以上 0 # (配偶者控除への上乗せ廃止)		課税所得 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 # 20% 660 # 23% 990 # 25% 1,800 # 40%
2007年					年齢16歳以上 380,000円 年齢19歳以上23歳未満の特定扶養親族 630,000円 (年齢16歳未満の扶養控除廃止)	
2011年						
2013年	給与収入1,500万円超 上限245万円					課税所得 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 # 20% 660 # 23% 990 # 25% 1,800 # 40%
2015年						
2016年	給与収入1,200万円超 上限230万円					
2017年	給与収入1,000万円超 上限220万円					
2018年				合計所得金額900万円以下 38万円 同900万円～950万円 28万円 同950万円～1,000万円 13万円 同1,000万円超 適用なし	①合計所得金額900万円以下の場合 38万円から、配偶者の所得に応じて減額 所得132万円超で適用なし。 ②合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 28万円から、配偶者の所得に応じて減額 12万円超で適用なし。	
2020年	給与収入 180万円までの場合 40%～100,000円 360万円までの場合 30%～80,000円 660万円までの場合 20%～40,000円 850万円までの場合 10%～1,100,000円 850万円超の場合 1,950,000円（上限） 最低保証額 550,000円	合計所得金額 2,400万円以下 48万円 同2,400万円超 32万円 同2,450万円超 2,450万円以下 16万円 同2,500万円超 適用なし				
2026年（予定）					年齢16歳以上 250,000円 年齢19歳以上23歳未満の特定扶養親族 630,000円	

出所)『財政金融統計月報（租税特集）』各年版より筆者作成。

得層の負担が軽減される。そして、99年は課税所得1,800万円を超える階層で税率が引き下げられるが、それは一部の高所得層のみの軽減効果をもたらしたただけであった。

2007年の税率の変更は、所得税から住民税への3兆円の税源移譲を行い、なお、所得税と住民税の合計負担額が変わらないように調整されたものである。そのため最低税率が5%に引き下げられ、上位の階層では、住民税の15%から10%への引下げに応じて税率が引き上げられた他、税率表の刻みも変更された。

給与所得者に適用される給与所得控除は、2013年以降、金額に上限が設けられるようになる。そして、2020年は給与収入850万円が195万円が上限である。基本的な人的控除のうち基礎控除については2020年に10万円引き上げられて48万円に、同時に給与所得控除が10万円引き下げられ、給与所得者の課税最低限が変わらないように調整された。

これは、給与所得控除が適用されないフリーランスの増加など、働き方が多様化し、これらの人の課税最低限の引上げにつながる。配偶者控除については、納税者本人（多くは世帯主）の所得に応じて適用が制限される方向にある。また、子どもの扶養控除は、2010年度の子ども手当の創設後、16歳未満の子供は対象外となった他、16歳から22歳までの高校生、大学生については控除額の割増しが拡大されたが、高等学校無償化の進行とともに19歳未満は減額される。子どもについての扶養控除については、給付や学校経費の取扱いの変更の影響を色濃く受けている。

## （2）所得税負担の推移

所得税制の累進性を考察するために、ここでは、給与収入の異なる給与所得者を想定して、その負担構造の推移を見る。表2は、給与収入が300万円から2,000万円の夫婦子供2人の給与所得者の所得税額の推移を求めたものである。期間は三位一体改革による税率表の変更後とした。

世帯構成については、財務省のモデル世帯である「夫婦子2人」に倣い、中学生と大学生とした。実際には“標準世帯”とされてきた夫婦子2人の4人世帯は減少しており、また、現在は子供についても16歳未満の場合は扶養控除が適用されないが、ここでは1人が割増扶養控除の対象としている。

表2 給与収入階級別の所得税額

単位：万円

給与収入	300	400	500	700	1,000	1,500	2,000
2007～2010年	0.00	2.45	5.95	16.55	59.05	164.52	321.27
2011～2012年	1.15	4.35	7.85	20.35	66.65	177.06	333.81
2013～2014年	1.17	4.44	8.01	20.77	68.04	180.77	349.24
2015年	0.40	3.42	6.73	17.20	59.06	167.63	333.07
2016年	0.40	3.42	6.73	17.20	59.06	172.69	338.12
2017年	0.40	3.42	6.73	17.20	59.06	176.06	341.49
2018～2023年	0.40	3.42	6.73	17.20	59.06	188.86	354.29
2024年(予定)	0.00	0.00	0.00	5.20	47.06	176.86	342.29

備考) 1. 夫婦子供2人（子供は中学生と大学生）。

2. 税額は100円未満切捨て。

3. 復興特別所得税は加算していない。

4. 2024年（予定）は定額減税を考慮。

出所) 各年の所得税法に従って筆者算出。

また、財務省の所得税負担に関するモデル計算では社会保険料を給与収入の一定割合として概算で求めている。ここでは所得税負担の算出において、財務省の方式である表3に示される給与収入に対する割合と金額を用いている。

表3 社会保険料控除の給与収入に対する割合

～2014年	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円
2015年～	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
	15%	3% + 108万円	162万円

出所) 『財政金融統計月報（租税特集）』より。

表1で示したように、2015年は税率表（課税所得4,000万円超）の最高税率が引き上げられた他は、控除制度などの改正は行っていない。それにもかかわらず各給与水準で税負担が減少しているのは、所得控除の対象となる社会保険料の負担が増加しているためである。

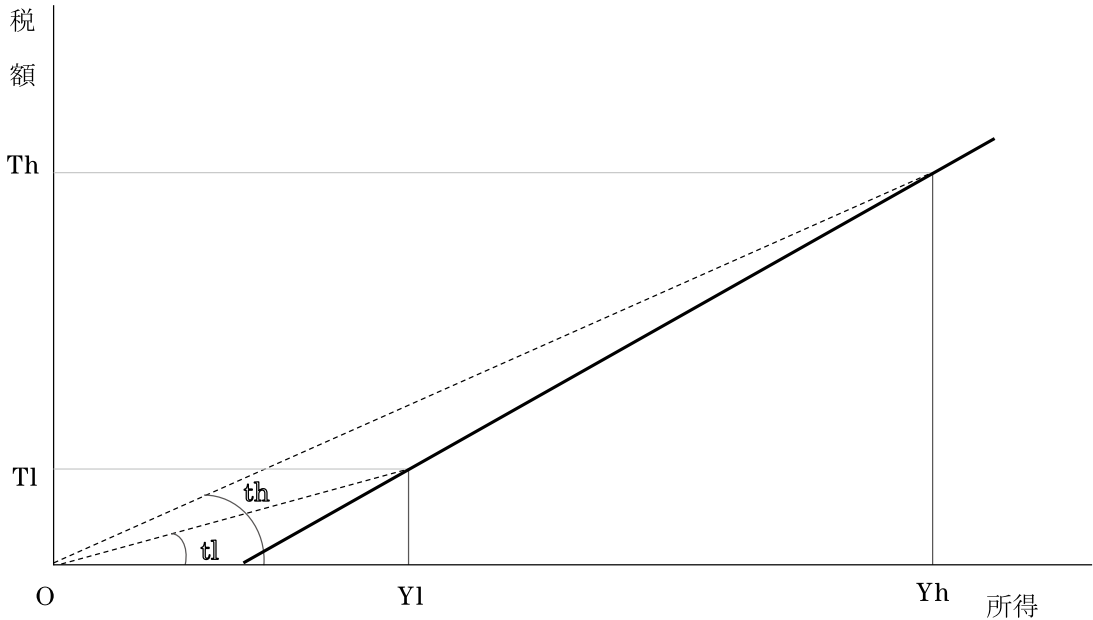
期間を通じて見ると、2011年には1,000万円を超える階級でわずかに増加傾向にある。

## 2. 所得税の累進性

### 2.1 課税最低限と累進性

所得税において最も特徴的なことは、高所得者ほど所得に対する税額の割合（負担率）が高くなる累進的な負担構造となっていることである。所得税の累進性を生み出す要因は2つある。1つは所得のうち一定の額を課税対象から外す課税最低限で、もう1つは累進的な税率構造である。もとより、累進的な税率表が累進性をもたらす主要因であるが、税率が一

図1 課税最低限と所得税負担



律（比例税）であっても課税最低限があることで負担率は累進的なものになる。

図1は、課税最低限のある比例的な所得税の所得と税額の関係を示したものである。所得水準の異なる [Yhと Yl] の税額は、それぞれ [Thと Tl]、そして、所得に対する負担率は、 $[Th / Yh$ と  $Tl / Yl]$  となる。そして、 $[Th / Yh$ と  $Tl / Yl]$  を  $[th$ と  $tl]$  と示すと、図から明らかなように  $th > tl$  である。つまり、所得が高いほど負担率は高くなり、累進的な負担構造となる。

(2) 所得税の累進度の測定

所得税の課税最低限が負担の累進性をもたらす要因となることは上記の通りであり、所得控除も所得税の負担構造に影響を及ぼすことになる。所得税負担の累進性を議論する際の中心となるのは税率構造であるが、所得税の累進度を評価する際は一般に税率と控除制度の総合的な効果ととらえられる。

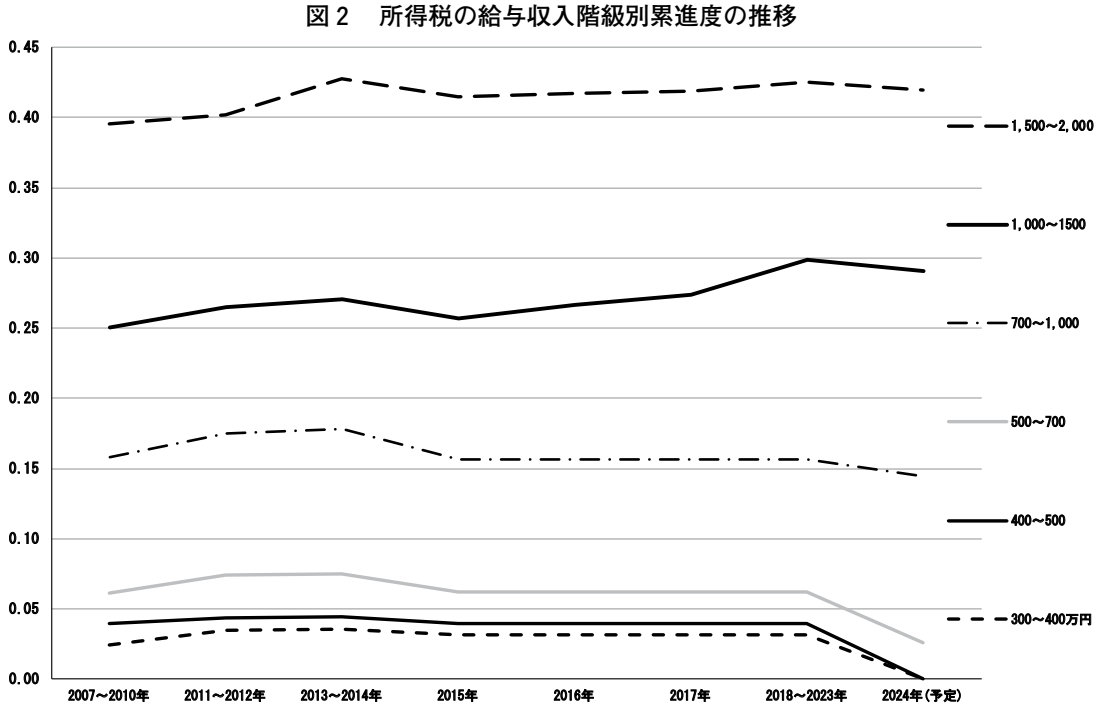
所得税の累進度と言う場合、その尺度にはいくつか考えられるが、大きくは所得階級ごとの税負担の比較から負担の構造を求める方法と所得分配の不平等をどれだけ改善するかという再分配効果を求める方法がある。

所得階層別の累進度とは、所得の変化（増加）にともなって税負担がどれだけ増加するかを示すもので、代表的な指標が平均税率（所得に対する税の比率）累進度である。

所得を Y1と Y2 (Y2 > Y1)、それぞれの税負担 T1と T2とすると、平均税率累進度は

$(T2/Y2 - T1/Y1) / [(Y2 - Y1) / Y1]$  で表される。つまり、所得が1%上昇した時に平均税率がどれだけ上昇するかを求めることになる。

図2は、表2で示した給与収入階級別の税額を用いて各階級の平均税率累進度を求めたものである。



出所) 表2より筆者作成。

この方式で求めた所得階層別の累進度は、給与収入が高くなるほど値は高くなっている。高所得層で高い累進度に直面することは、税率表の構造から予想されることであるが、時系列で見た場合には、2013年税制まで全体的にわずかに上昇を示し、その後は、1,000万円から1,500万円への上昇にともなう累進度が上昇しているほかは低下傾向にある。

このような所得階層ごとに直面する累進度とは別に、所得と税額の関係から1つの累進度を求める方法もある。図3は、所得と税額を示したもので、比例税の場合は原点から（課税最低限がある場合は課税最低限から）傾きが1より小さい直線となる。累進的な構造の場合は直線ではなく次第に傾きが大きくなる曲線を示す。ただし、限界税率が100%を超えることはなく、曲線の傾きが1を超えることはない。

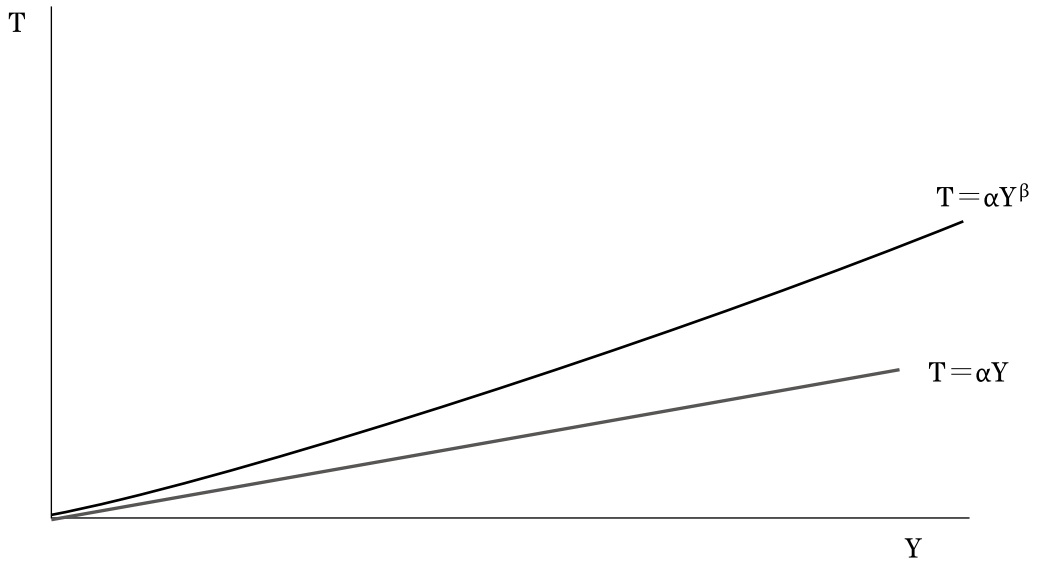
税額を  $T$ 、所得を  $Y$  とするとこの曲線は、

$$T = \alpha Y^\beta$$

という租税関数で表すことができる。

この式で、比例税の場合は  $Y$  の指数である  $\beta$  は 1 となる。そして、税負担が累進的な構造を持つ場合には 1 を上回り、その値が高いほど累進度が高いことを意味する。

図3 比例税と累進税の租税関数



一方、税負担の所得に対する弾力性は、 $(\Delta T/T) / (\Delta Y/Y)$  である。

ここで、租税関数  $T = \alpha Y^\beta$  を  $Y$  で微分すると

$$\Delta T / \Delta Y = \alpha \beta Y^{(\beta-1)}$$

となる。

税負担の所得弾力性は、左辺に  $Y/T$  を乗じた、

$$(\Delta T / \Delta Y) (Y/T) = (\Delta T/T) / (\Delta Y/Y)$$

である。

右辺にも  $Y/T$  を乗じると、

$$\alpha \beta Y^{(\beta-1)} \times (Y/T) = \alpha \beta Y^{(\beta-1)} \times [Y / (\alpha Y^\beta)] = \beta$$

となる。

したがって、

$$(\Delta T/T) / (\Delta Y/Y) = \beta$$

で、税負担の所得に対する弾力性は  $\beta$  となる。

$T = \alpha Y^\beta$  の両辺を対数変換すると、

$$\text{Ln}(T) = \text{Ln}(\alpha Y^\beta) = \text{Ln}(\alpha) + \beta \text{Ln}(Y)$$

となり、実際の所得と税額の関係から  $\beta$  を推計することができる。

実際のデータから所得（給与収入）と税負担の関係を示す租税関数を求めるためには、それぞれ各階級の1人当たり平均値が必要で、これは国税庁『民間給与実態統計調査』に記載された、1年超勤務者の給与階級別データ<sup>3)</sup>から階級ごとに算出することができる。表1で示した所得税制の変遷を元に、2007年、2011年、2013年、2015年、2016年、2017年、2018年の民間給与所得者の給与階級データから、階級ごとの平均給与額と平均所得税額を求め、それぞれ対数変換して各年の所得税の弾力性 ( $\beta$ ) を求めると表4に示される結果になった。

表4 給与所得者の所得税弾力性

	弾力性 ( $\beta$ )	推計の R <sup>2</sup>
2006年	1.9139	0.990
2007年	2.0127	0.990
2011年	2.0837	0.991
2013年	2.1896	0.991
2015年	2.1823	0.991
2016年	2.1905	0.992
2017年	2.1867	0.991
2018年	2.1495	0.991

出所) 国税庁『民間給与実態統計調査』より筆者推計。

収入階級別に見て求められる平均的な税額は、各階級の平均的な配偶者控除、扶養控除が適用されていることになる。つまり、平均的な扶養人員、たとえばある階級に100人が分布していて、そのうち50人に配偶者控除の適用があれば、平均的な配偶者が0.5人、扶養対象となる子供が全体で150人であれば平均的に1.5人分の扶養控除というようになり、計算上は、税額は平均的な配偶者、扶養人員のいる給与所得者を想定して求めていることになる。

2007年以降の所得税制の下では、所得税額の所得（給与収入）に対する弾力性は2を超え、つまり給与収入が10%増加すれば所得税が20%以上高くなり、2010年度に入ってから若干高まっていることがわかる。

### 3. 所得税の累進性と所得再分配効果

税制に基づいて租税関数から求められる弾力性は累進度を示すものであるが、この租税関数のうちどの階級に納税者が分布しているかについては考慮されない。

所得税に関しては、しばしば「所得再分配機能」が強調される。財政の機能である所得再

3) 令和4年版は、第16表「給与階級別の納税者数・非納税者数」に、給与収入階級別人員、給与額、税額が示されている。



分配は最低限の生活保障とともに社会に生じている不平等を縮小するという2つの側面がある。累進的な所得税は課税後の所得分配の不平等度を課税前よりも縮小する（不平等が改善する）ことで再分配効果を発揮する。そして一般に所得税の負担の累進度が高いほど再分配効果が大きくなる。この再分配効果は、

$(\text{課税前の不平等度} - \text{課税後の不平等度}) / \text{課税前の不平等度}$   
 で表すことができる。

この再分配効果は、先の租税関数で示される累進度とは異なり、社会に生じている不平等の度合いに影響を受ける。

今、分布 X と分布 Y、所得に適用される税制 A と B を表5のように想定する。所得分布は、人数の合計は同じで分布 X の方が高所得層まで広く分布しており、所得合計は分布 X の方が高い。それぞれの不平等度を示すジニ係数を求めると、分布 X が0.2464、分布 Y が0.2289と分布 X の方が高くなる。

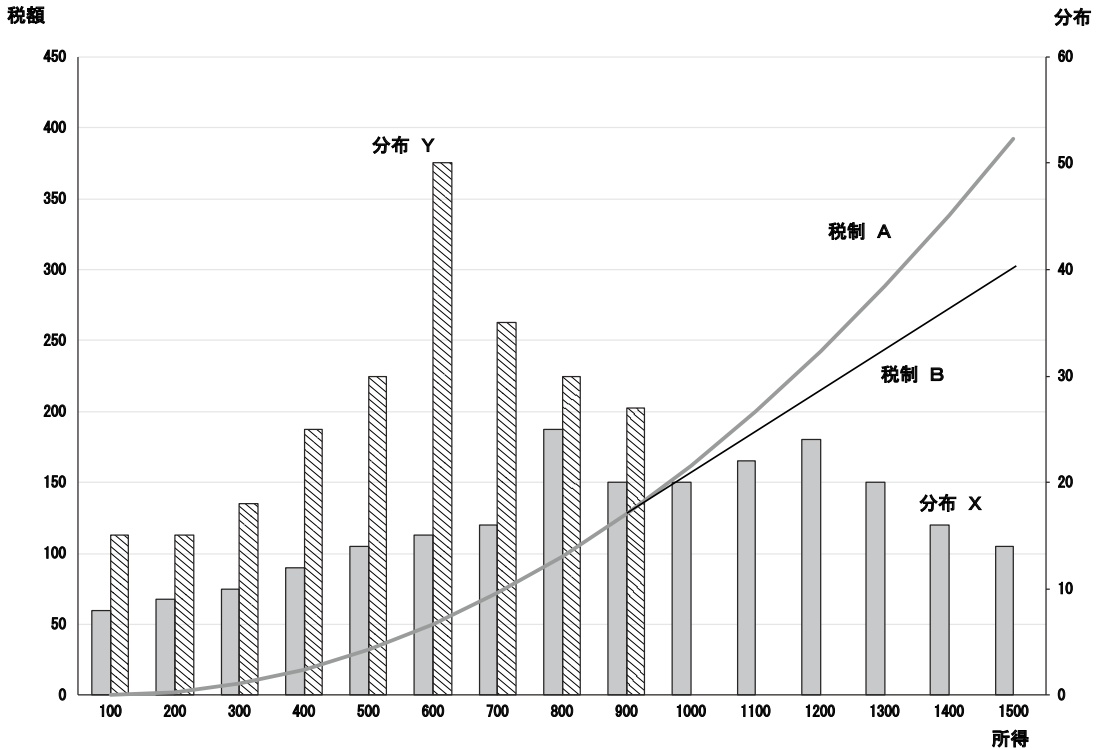
表5 仮想的な所得分布と所得税

所得	分布		所得税	
	X	Y	A	B
100	8	15	2	2
200	9	15	8	8
300	10	18	18	18
400	12	25	32	32
500	14	30	50	50
600	15	50	72	72
700	16	35	98	98
800	25	30	128	128
900	20	27	162	162
1,000	20	0	200	185
1,100	22	0	242	208
1,200	24	0	288	231
1,300	20	0	338	254
1,400	16	0	392	277
1,500	14	0	450	300
合計	245	245	—	—

出所) 筆者作成。

図4は、表5で示した2つの所得分布の状況と累進性の異なる2つの税制（租税関数）AとBのもとでの税額を示している。所得再分配効果を所得分配状況の不平等度の改善度と定義するならば、広く納税者が分布している分布 X のもとでは、高所得層の税負担が重い税制 A の方がその効果は大きくなる。一方、納税者が分布 Y のように高所得層での分布がないケースでは、2つの税制いずれも同じ税負担配分となり再分配効果に違いは生じない。

図4 異なる所得分布と租英関数



出所) 筆者作成。

税制が A もしくは B、いずれの制度で固定されていても所得分布が X から Y に変わると、税制の再分配効果も変化する。そして、高所得層まで分布が広がる、つまり不平等度が高くなるほど、所得税制の所得分配効果は強くなる。これを具体的に示すために、表で示された所得分布状況に所得に応じて税制 A を適用して税制 A の再分配効果を求めると以下のようにになる。

課税後のジニ係数は分布 X が0.2056、分布 Y が0.2070、不平等度がどれだけ縮小したかを見る再分配効果は、前者が16.6%、後者が9.6%と、元々の所得分配状況の不平等度が高い分布 X の下でのほうが、所得税の再分配効果は大きくなるということである。

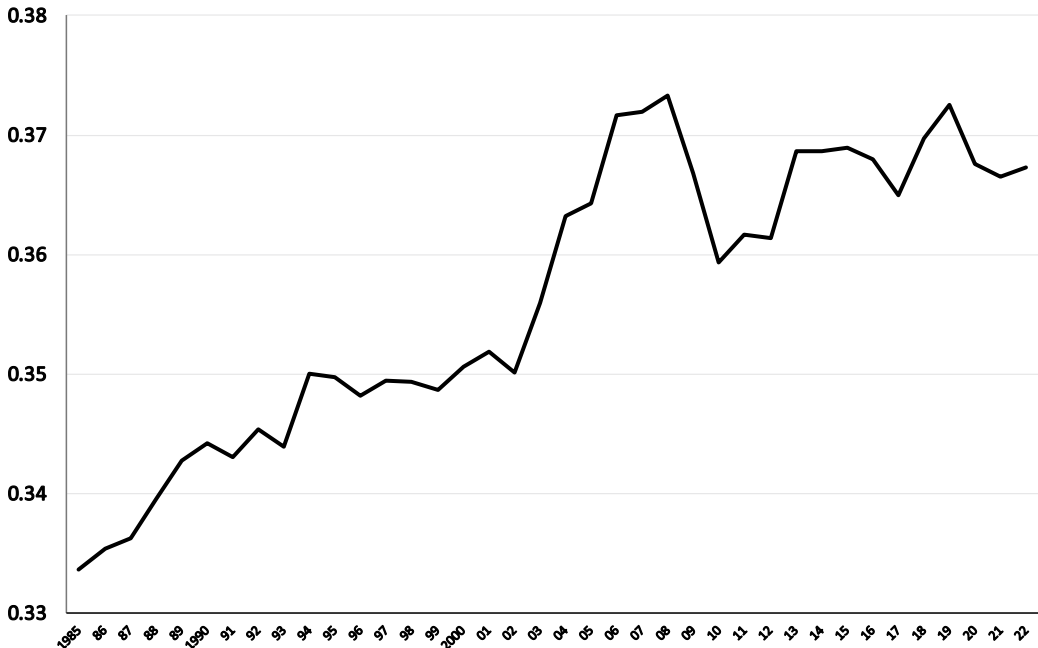
#### 4. 民間給与所得者の所得再分配効果

##### (1) 給与所得者の所得分配の不平等度

所得税の累進性を検討するに当たり、所得分配の不平等度を縮小する再分配効果が大きな論点となる。そこで、バブル期でもあった1990年以降の民間給与所得者の所得分布の推移を不平等度の指標であるジニ係数を用いて確認する。

図5は、1985年以降の民間給与所得者のジニ係数の推移を示したものである。1960年代からの高度成長とそれに続く安定成長期に、日本の所得分配は平等化が進み、1980年代に入ると、“一億総中流”と言われるまでになる。一方、1980年代に欧米で潮流となっていた税制改革の議論は、重すぎる税が経済成長を阻害しており、所得税のフラット化が必要というものであった。

図5 民間給与所得者のジニ係数の推移（1年超勤務した民間給与所得者）



出所) 国税庁『給与実態統計調査』(各年版)より筆者算出。

日本でも制度上は所得税と住民税を合わせて最高税率が90%を超える累進課税の見直しが主張されるようになるが、その背景には給与所得者の不平等度が縮小してきたことがあった。しかし、図から明らかなようにバブル期からその崩壊を経て、2000年代にかけて不平等度（ジニ係数）は上昇を続ける。2008年のリーマンショック後、一旦不平等度は下がるが、その後は再び上昇傾向を示すようになる。

バブル期の不平等度の拡大は、全体的に所得が拡大する中で一部の産業で突出した伸びがあったことによるものであったが、特に2000年代に入ってから平均給与の伸びが停滞、あるいはマイナスになる中で低所得層も含めたばらつきの拡大によるものである。

ここでは、全体的な不平等度を示しただけであるが、所得税制のあり方を考える際にはこのような所得の分配状況に関するもっと丁寧な状況の考察が必要である。

（2）給与所得者の所得税による所得再分配効果

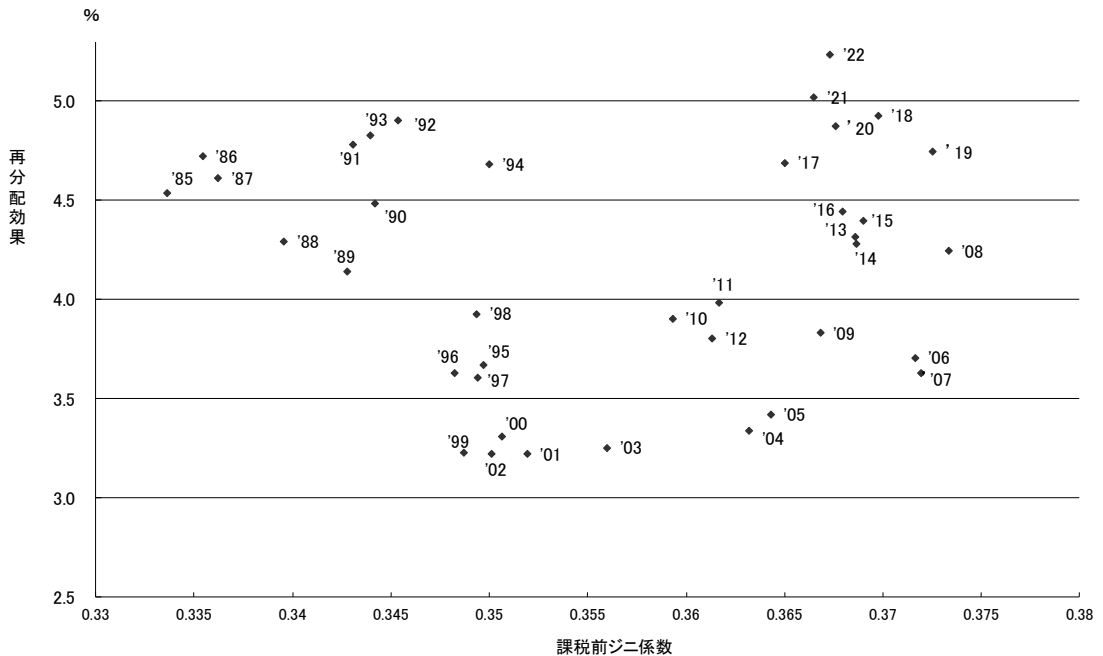
税務統計による所得税の租税関数の推定や所得再分配効果は、所得（給与）階級ごとの平均値と分布を用いて行うことになる。平均的な給与と平均的な税額が推計や算出のもとになっている。給与所得者の所得税は、給与から給与所得控除、社会保険料控除と基礎控除、配偶者控除、扶養控除といった人的控除を差し引いた課税所得に累進的な税率表を適用して算出されるものである。

配偶者、扶養の各控除は納税者によって適用状況が異なり、ここで言う所得再分配効果とは、給与所得者に適用される税制がその時点の扶養人員も含めた所得分配の状況のもとで発揮する再分配効果である。

図6は、税務統計である『民間給与実態統計調査』を用いて、図5で示された給与所得者の課税前不平等度と、給与階級別の平均的な税額を用いて課税後の不平等度を求め、その改善度で示される再分配効果の関係の推移を示したものである。

バブルへとつながる1980年代後半から90年代初めにかけて、課税前の不平等度は低く、再分配効果は高い。この状況が“広く薄い税負担”が求められる背景となり、特に中堅所得層以上の所得税率の引下げとフラット化へと結びつく。90年代半ばにはこのフラット化の効果が現れ、再分配効果は低下するが、課税前の不平等度は高くなっていく。

図6 民間給与所得者のジニ係数と所得税の再分配効果



出所) 国税庁『民間給与実態統計調査』(各年版)より筆者算出。

その後、さらに不平等度は高まるが、その一方で三位一体改革にともなう税率の調整後、再分配効果が次第に高くなっていることがわかる。

図6は、民間給与所得者の分布状況と所得税制を組み合わせた総合的な計測結果である。税務統計を用いている関係で、たとえば夫婦がそれぞれにフルタイムで勤務する給与所得者の場合には、別々の個人として扱うことになる。所得税の効果として捉える場合に個別の納税者として考慮することには合理性があるが、世帯や家計の分析には用いることができない点については留意が必要である。

## 5. 所得税制分析の課題

本稿では、所得税の負担構造、とりわけ累進性と所得再分配効果について考察した。

前半では、所得税制と所得の分配状況について述べ、後半は給与所得者を対象に累進課税を反映した所得再分配効果の推移を検証した。そして所得税の再分配効果は、2000年代に入り不平等度の高まりを背景に強まっていることが示された。所得税の再分配効果と言う場合には、当然のことながら所得の分配状況があつての分析となる。

本稿で行っている分析は、給与収入階級ごとの平均的な所得と扶養状況等の世帯状況を前提とした結果ということができる。配偶者控除や扶養控除<sup>4)</sup>といった全ての人に適用されるわけではない人的控除の適用に所得金額による条件を設ける、一部の納税者に影響する改正による累進性や所得再分配効果への影響をどのように把えるべきかについては難しい面がある。

4で行ったような給与階級別の分布を用いた分析では、高所得層での控除の不適用は、その階級に属する人のうち、もともと当該控除が適用されていた人の税負担が増えることになり、その階級の平均税額が上昇し、全体の再分配効果も（わずかであっても）強くなる。一方、表2のように同じ家族構成で給与水準が異なる納税者の税額を求めると租税関数を求めることができる。ここから同じ家族構成の人が直面する所得税の累進性を求めることができるが、分布がないために累進的な負担がもたらす再分配効果は計測することができない。

近年の所得税制は、特に控除制度が複雑化してきている。所得課税の大宗を占める給与所得に対する課税は、所得税のあり方を考える上で非常に重要である。どのような累進構造で、どのような再分配効果をもたらす所得税が望ましいのかを考える上で、様々な実証分析は検討材料として不可欠である。分析手法においては、さまざまな個票データが用いられるようになり、家族等の納税者の属性が同じグループの人（世帯）を抽出し、その分布を作成

4) 実際には、納税者の所得に応じた不適用は配偶者控除に関して実施されている。

して個々の制度の影響を見ることが可能になるのではないかとと思われる。今後の分析のさらなる進展を期待したい。

#### 参考文献

- 土居丈朗（2022）「2010年代における所得税改革の所得再分配効果—各税制改正が与えた影響のマイクロシミュレーション分析—」PRI Discussion Paper Series（No.22A-05）、財務省財務総合政策研究所
- 林宏昭（1995）『租税政策の計量分析』日本評論社。
- （2011）『税と格差社会』日本経済新聞出版社。
- 橋本恭之（2009）「所得税の累進度に関する研究」『関西大学経済論集』第59巻第1号、pp.1-20。